

8. 犯罪被害者とその家族

(1) 現状と課題

犯罪被害者とその家族（以下「犯罪被害者等」）は、犯罪の直接的な被害はもとより、医療費の負担や休業・転職・失職等による経済的な困窮に加え、周囲からの好奇の目、被害者にも責任があるかのような誤解、報道機関による過剰な取材や事実と異なる報道による精神的被害等、様々な二次的被害に苦しんでいる状況があります。

このような状況は、これまで犯罪に関わりのない一般の人々が犯罪被害者等の存在に無関心であったこと、社会の風潮として犯罪被害者等が声を上げにくかったことなどから、社会においてはあまりよく知られていませんでした。

このような状況の下2004（平成16）年に「犯罪被害者等基本法^{*74}」が制定され、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項が定められるとともに、翌年、その理念を具体化した「犯罪被害者等基本計画^{*74}」を策定し、犯罪被害者等が直面する、生命・身体・財産上の直接的な被害とともに、経済的困窮や精神的被害等の二次的被害を支援するための具体的施策の推進を図ることとしました。その後、2011（平成23）年「第2次犯罪被害者等基本計画」、2016（平成28）年「第3次犯罪被害者等基本計画」が策定され、犯罪被害者等の権利や利益の一層の保護が図られました。

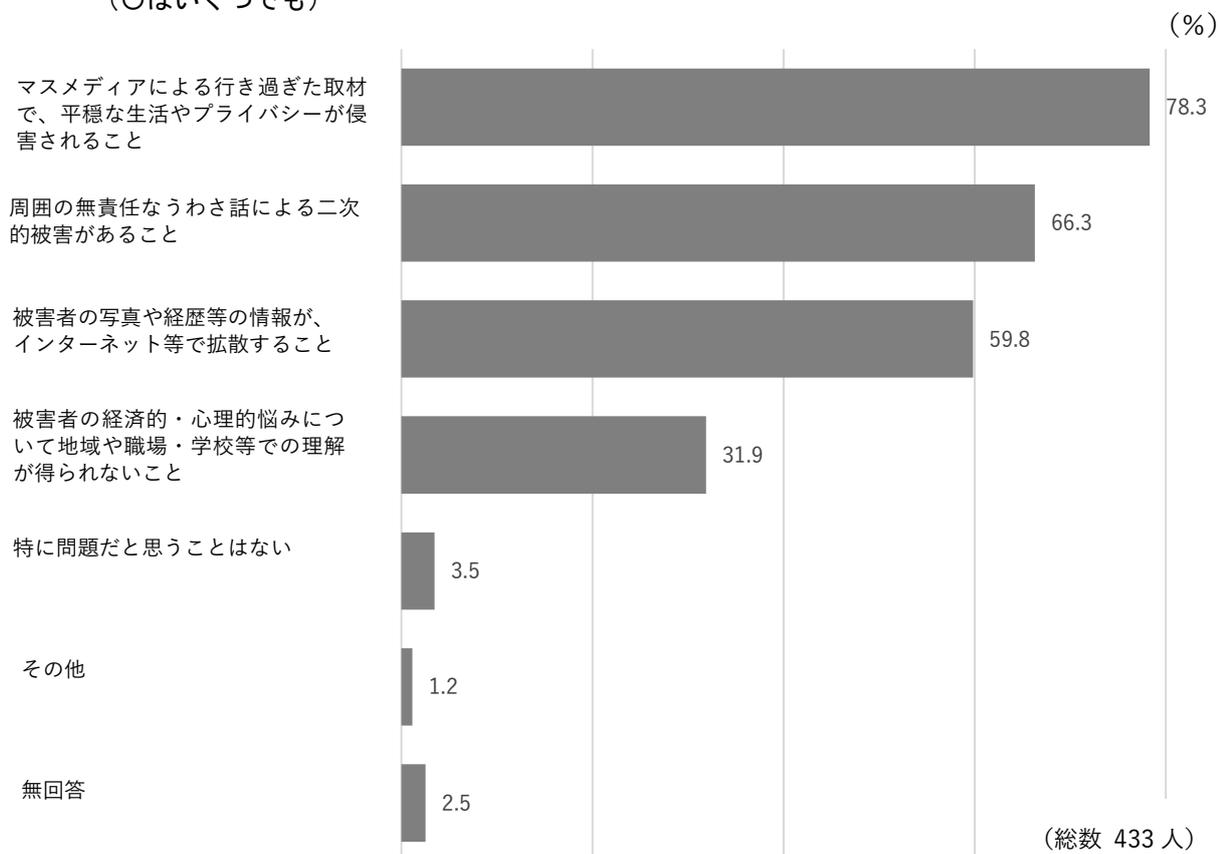
県においても、このような動向を踏まえ、2006（平成18）年に施行した「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」及び同条例に基づき策定した「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」において、犯罪被害者等への支援を推進することを定め、県民の犯罪被害者等に対する理解を深めるための広報・啓発や、支援体制の整備等を進めています。

(資料) 人権問題に関する市民意識調査結果

犯罪被害者とその家族の人権

問 20. 犯罪被害者とその家族の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。

(〇はいくつでも)



■「マスメディアによる行き過ぎた取材で、平穏な生活やプライバシーが侵害されること」が8割弱

犯罪被害者とその家族の人権について、特にどのようなことが問題かと聞いたところ、「マスメディアによる行き過ぎた取材で、平穏な生活やプライバシーが侵害されること」が 78.3% (県 69.8%) で最も高い。次いで「周囲の無責任なうわさ話による二次的被害があること」66.3% (県 62.3%)、「被害者の写真や経歴等の情報がインターネット等で拡散すること」59.8% (県 47.8%) となっている。

(2) 施策の基本的方向

被害者の視点に立ち、関係機関・団体と密接な連携を図りながら、犯罪被害者等が置かれている現状への理解や、プライバシーの保護等犯罪被害者等を守る取組への理解を深めるための教育・啓発を行います。

また、犯罪被害者等が悩みを相談できる各種窓口の周知と利用促進を図ります。

(3) 具体的施策

ア. 犯罪被害者等への配慮に関する意識啓発

社会全体で犯罪被害者等を支援していくという気運を醸成し、市民一人一人が犯罪被害者等の人権に関する正しい理解と認識を深めるため、地域・職場等において各種研修会・講演会等を行います。

イ. 犯罪被害者等への支援活動の推進

県・市町村・司法機関・医療機関・民間団体等により組織している「島根県被害者支援連絡協議会」と連携を図りながら支援に努めます。また、犯罪被害者等からの相談については、「公益社団法人島根被害者サポートセンター^{*75}」や島根県女性相談センター内に設置された「性暴力被害者支援センターたんぼぼ^{*76}」等の各種相談窓口を市広報紙やホームページ等を通じて周知するなど利用促進を図ります。

用語解説

*74 犯罪被害者等基本法・犯罪被害者等基本計画

犯罪被害者等（被害者及びその家族又は遺族）の権利利益の保護を図ることを目的としており、その基本理念として、「犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有すること」等が定められている。また、国・地方公共団体が講ずべき基本的施策として、相談及び情報の提供、損害賠償の請求についての援助、給付金の支給に係る制度の充実等、保健医療サービス・福祉サービスの提供、犯罪被害者等の二次被害防止・安全確保、居住・雇用の安定、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等が定められている。2004（平成16）年秋の臨時国会（第161回国会）において成立した。同法第8条において、政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（「犯罪被害者等基本計画」）を定めなければならないこととしており、内閣府に設置された「犯罪被害者等施策推進会議」において案が作成され、2005（平成17）年12月27日閣議決定ののち公表された。

*75 公益社団法人島根被害者サポートセンター

2001（平成13）年に犯罪被害者の相談窓口として「島根犯罪被害者相談室」が設立され、2008（平成20）年に「島根被害者サポートセンター」として改組設立された。犯罪等の被害者及びその家族又は遺族に対して、付添支援活動・精神的支援活動、その他各種支援活動を行うとともに、社会全体で被害者等を支援する意識の高揚を図り、被害者等の被害の回復及び軽減に資することを目的に、各種啓発活動を行っている。

*76 性暴力被害者支援センターたんぼぼ

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとして、島根県が開設する「島根県女性相談センター」内に設置され、性暴力被害者に対する相談支援を行っている。